

鹿屋医療センター入院セット提供業務仕様書

県民健康プラザ鹿屋医療センター（以下「当センター」という。）における入院セット提供業務において、事業者が実施する業務の仕様を次のとおり定める。

I 概要

病院が指定する場所において、業務上必要な設備整備を行い、入院患者(家族を含む)の中で希望者（以下「利用者」という）に対して、入院生活に必要な寝巻、タオルなどを洗濯付きで貸与するとともに、日用の消耗品類についても販売又は提供する（以下「入院セット」という）。

II 業務内容

1 商品の供給

- (1)災害等の緊急時も含めて、利用者へのサービスが安定的に提供できる体制を整えること。
- (2)供給商品は、衛生面に配慮されたものを提供し、適切な供給・回収体制を整えること。
- (3)入院セットには、下記の内容を含むものとし、病院の意向を反映させること。
また、必要に応じて商品品目の見直しを行うこと。
①オムツ・おしりふき ②タオル・バスタオル ③寝巻類(検査着を含む)
④日用品 ⑤小児科入院セット ⑥その他入院生活に必要な物品

2 業務体制

- (1)患者説明場所、商品の保管場所・方法等については、利用者が使いやすく、病院職員の負担軽減が図れる体制を整えること。
- (2)業務に必要な機材は事業者が準備することとし、病院設備を利用する場合は、事前に病院と協議すること。
- (3)導入開始前に利用者への周知のため、わかりやすい説明資料及び院内掲示を行い、円滑な導入が図れるよう配慮すること。
- (4)運用開始前に病院職員への説明会を複数回開催し、病院職員の要望を可能な限り反映するとともに、連携を図りながら実施すること。
- (5)利用者への入院セットの配布及び回収は事業者が行い、必要なワゴン車等は事業者が準備すること。
- (6)利用者の利用時間については、利便性に配慮した体制とすること。

3 利用者との契約・料金請求

- (1)入院セットの申込みがあった場合は、その内容について事業者が十分な説明を行ったうえで、利用者と事業者が直接契約を締結すること。
- (2)利用申込書の管理は事業者が行い、利用者の個人情報、事業者の個人情報保護方針に基づき適正に扱うこと。
- (3)利用料金の請求・回収はすべて事業者が行い、未収金が発生した場合も事業者が適切に対応すること。
- (4)社会情勢の変化等により利用価格を改定しようとする場合は、事前に病院と協議すること。
- (5)毎月の利用状況について、病院へ報告すること。

4 商品管理体制

- (1)商品提供については、看護業務の運営上、種類ごとの必要数を常時確保すること。
- (2)在庫に不足が生じた場合は、短時間で配送可能な供給ルートを確保すること。

Ⅲ 業務実施場所

- (1) 利用者への説明場所：1階へ確保すること
在庫保管場所：1階バックヤード及び各病棟
具体的な場所は、今後病院と協議すること。

Ⅳ 事業者の責務

1 衛生管理

- (1) 衛生管理及び感染対策については、関係法令を遵守し、商品管理等の整理整頓など衛生管理には万全を期すること。
- (2) 業務従事者の定期的な健康診断を実施するとともに、インフルエンザ予防接種や流行性ウイルス疾患の抗体検査及び抗体価が満たない場合のワクチン接種を行い、病院へ報告すること。

2 業務管理

- (1) 事業者は毎年度始めに従事者届けを提出し、従事者全員の氏名等を報告するとともに、業務責任者を配置すること。
- (2) 従事者全員に制服・名札着用させ、病院の基本理念・基本方針に基づき、礼儀正しくかつ誠実な態度で対応すること。
- (3) 利用者からの問合せ・苦情については、対応窓口を設け誠意を持って適切に対応すること。
- (4) 病院で定めた医療安全、院内感染、防災等の各種マニュアルなど院内規定を遵守すること。
- (5) 業務従事者が業務上知り得た利用者の個人情報、守秘義務を遵守すること。
- (6) 業務従事者の休憩場所の確保など、従事者の職場環境に配慮すること。

Ⅴ その他

- (1) 物品類の紛失、破損等による損害、その他事業者の責任により生じた商品の損害については、病院の責任が明確な場合を除き、病院はその責めを負わない。
- (2) 病院が、当該業務を執行する上で、事業者に重大な支障が生じたと判断した場合は、期間満了前に業務の継続を解除できるものとする。
- (3) 事業者は、業務の期間満了または解除された場合は、速やかに原状回復すること。その費用は、事業者が負担するものとする。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議によりこれを定めるものとする。